

建設業者等の指名停止について

令和 7 年 9 月 1 9 日
阿賀野市総務部管財課

1 指名停止措置業者

パナソニック環境エンジニアリング 株式会社

2 指名停止期間

令和7年9月19日から令和7年11月18日まで(2か月)

3 指名停止の理由

【建設業法違反行為】

建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められ、近畿地方整備局長より営業停止処分を受けた。

それを受け新潟県は、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項（別表第2、第12号イ）に該当するため、令和7年9月10日付けで指名停止措置を発表した。

このことが、阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領第2条第3項及び第4項に該当するため。